

公 告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の2第1項第3号の規定により下記の通り随意契約を行うので、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第108条の2第1項の規定により公表する。

令和6年3月1日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 契約の内容

令和6年度実施 西牟婁総合庁舎（廊下等）の清掃業務
（詳細については仕様書のとおり）

2 契約の相手方の決定方法

「和歌山県障害者就労施設等からの物品等の調達に関する方針」に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設であって西牟婁振興局及び田辺保健所管内（田辺市、上富田町、白浜町、すさみ町、みなべ町）にある施設または地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設等に準ずる者として総務省令で定めるところにより和歌山県知事の認定を受けた者のうち当該清掃業務の受託を希望する者から見積書を提出させ、最低価格であった者を相手方とする。

3 契約の相手方の決定日時（予定）

令和6年3月19日（火） 午後5時

4 契約の相手方の選定基準

上記2に規定する者で県税、消費税及び地方消費税を滞納している者でない者

5 見積書の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限

令和6年3月15日（金） 午後5時

(2) 提出場所

田辺市朝日ヶ丘23-1 西牟婁総合庁舎

西牟婁振興局地域振興部総務県民課

電話 0739-26-7906

説明事項

1 見積方法等について

- (1) 参加者は、見積書に必要事項を記入の上、提出を行うこと。
- (2) 見積金額は、当該業務を遂行するための価格の総額とする。
なお、見積金額は、当該業務に係る一切の諸経費を含めた額とする。
- (3) 落札決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算して得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- (4) 見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、見積書の見積金額は、訂正することができない。
- (5) 見積書は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場合その名称又は商号)及び業務内容を表示しなければならない。
- (6) 見積書を提出した後は、見積書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者でない証明書を見積書とともに提出すること。

2 見積書の無効

次に掲げる見積書は無効とする。

- (1) 選定基準に該当しない者が提出した見積書
- (2) 所定の時刻までに提出されなかった見積書
- (3) 参加者が2以上見積書を提出した場合のそのいずれもの見積書
- (4) 明らかに連合その他の不正な行為によってされたと認められる見積書
- (5) 記名押印を欠いた見積書
- (6) 金額を訂正した見積書
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- (8) その他条件に違反した見積書

3 契約の相手方決定の方法等

- (1) 提出された見積書記載金額のうち最低の価格をもって上記2に該当しない有効な見積書の提出を行った者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の見積金額を提示した者が2人以上あるときは、当該見積書を提出した者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該見積書を提出した者に、くじを引く場所及び日時を電話又は文書(ファクシミリを含む。)で通知する。
なお、当該見積書を提出した者で、くじを引かない者があるときは、この者に代わって当該事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

西牟婁総合庁舎（廊下等）清掃業務委託仕様書

この仕様書は、西牟婁総合庁舎（廊下等）清掃委託を受託者が履行するために必要な事項を定めるものとする。

- 1 事業年度 令和6年度
- 2 業務名 令和6年度西牟婁総合庁舎（廊下等）清掃業務委託
- 3 業務履行の場所 田辺市朝日ヶ丘23番1号 西牟婁総合庁舎
（詳細は別紙のとおり）
- 4 業務内容
 - (1) 西牟婁総合庁舎の廊下（玄関ホール、保健所待合ホール、エレベーターホール含む）、階段の除塵を1日1回行う。（掃除機による除塵及び汚れの目立つ部分はモップによる水拭きを行う。）
 - (2) 廊下のゴミ箱（1階自動販売機前及び紀南県税事務所側北側出入口）及び喫煙所（庁舎屋上）の清掃を1日1回行う。
 - (4) 喫煙所等で回収したゴミは分別しゴミ集積所へ運ぶ。
 - (5) 上記業務を遂行する上で必要となる機材等（衛生消耗品を除く）は品質良好のもので有害であってはならない。また、それらの機材等は原則として受託者において負担する。
 - (6) 上記業務は原則として9時から12時の間に遂行すること。
 - (7) 作業中は指導員が作業について指導監督すること。
※ 現場指導者通知書を提出すること。
- 5 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く。）
- 6 日報等 毎日、日報を作成し担当者の確認を得ること。
（様式は委託者で用意）
- 7 契約金の支払い 契約金額を概ね12等分し、毎月支払う。
1ヶ月実施分の請求書を受理後2週間以内に支払い予定。
- 8 その他
 - (1) 業務は総務県民課職員と十分連絡を取って遂行すること。
 - (2) 勤務状況不良、その他の理由により、従事者について総務県民課が不相当と認める場合は、従事者等の変更について協議できるものとする。
 - (3) 本業務の遂行において、業務上当然実施すべき事項については、職員の指示に従うこと。
 - (4) 本業務の遂行において、受託者の責めに帰する理由により、施設又は職員もしくは第三者に損害を与えた場合には、受託者においてその損害を賠償するものとする。

【別 紙】

1階	2階	3階	4階
①廊下・玄関ホール 213 m ²	④廊下・玄関ホール 209 m ² ⑤保健所待合ホール 97 m ²	⑧廊下 180 m ²	⑪廊下 144 m ²
②エレベーターホール 28 m ²	⑥エレベーターホール 28 m ²	⑨エレベーターホール 28 m ²	⑫エレベーターホール 28 m ²
③階段(西側・東側) 60 m ²	⑦階段(西側・東側) 60 m ²	⑩階段(西側・東側) 60 m ²	
ゴミ箱 3箇所			

※ 面積は概算

見 積 書

見積金額

千	百	十	万	千	百	十	円

ただし、令和6年度西牟婁総合庁舎（廊下等）清掃業務委託に係る見積金

上記のとおり見積もります。

令和 年 月 日

住所

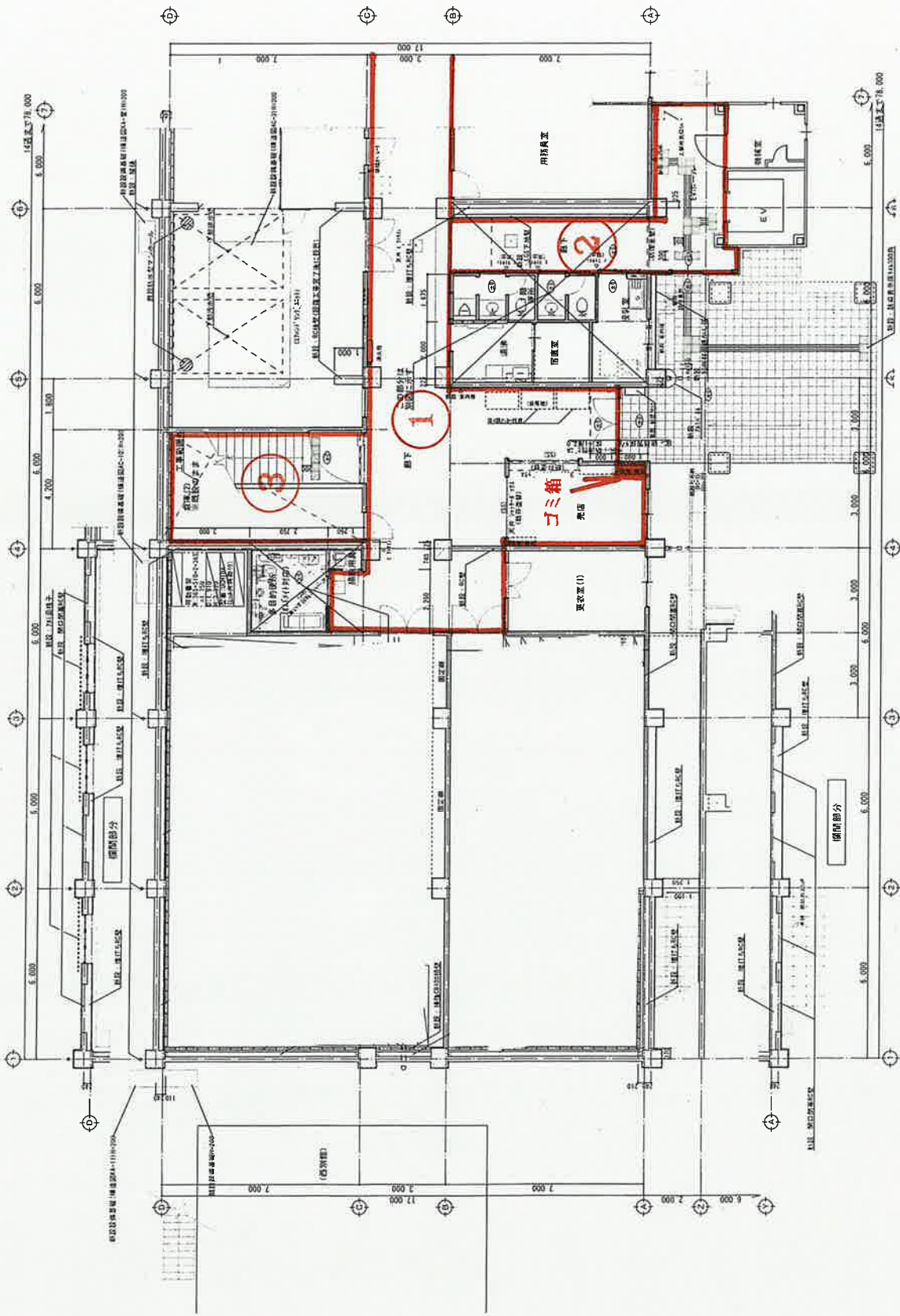
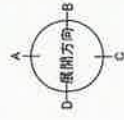
商号又は名称

代表者職氏名

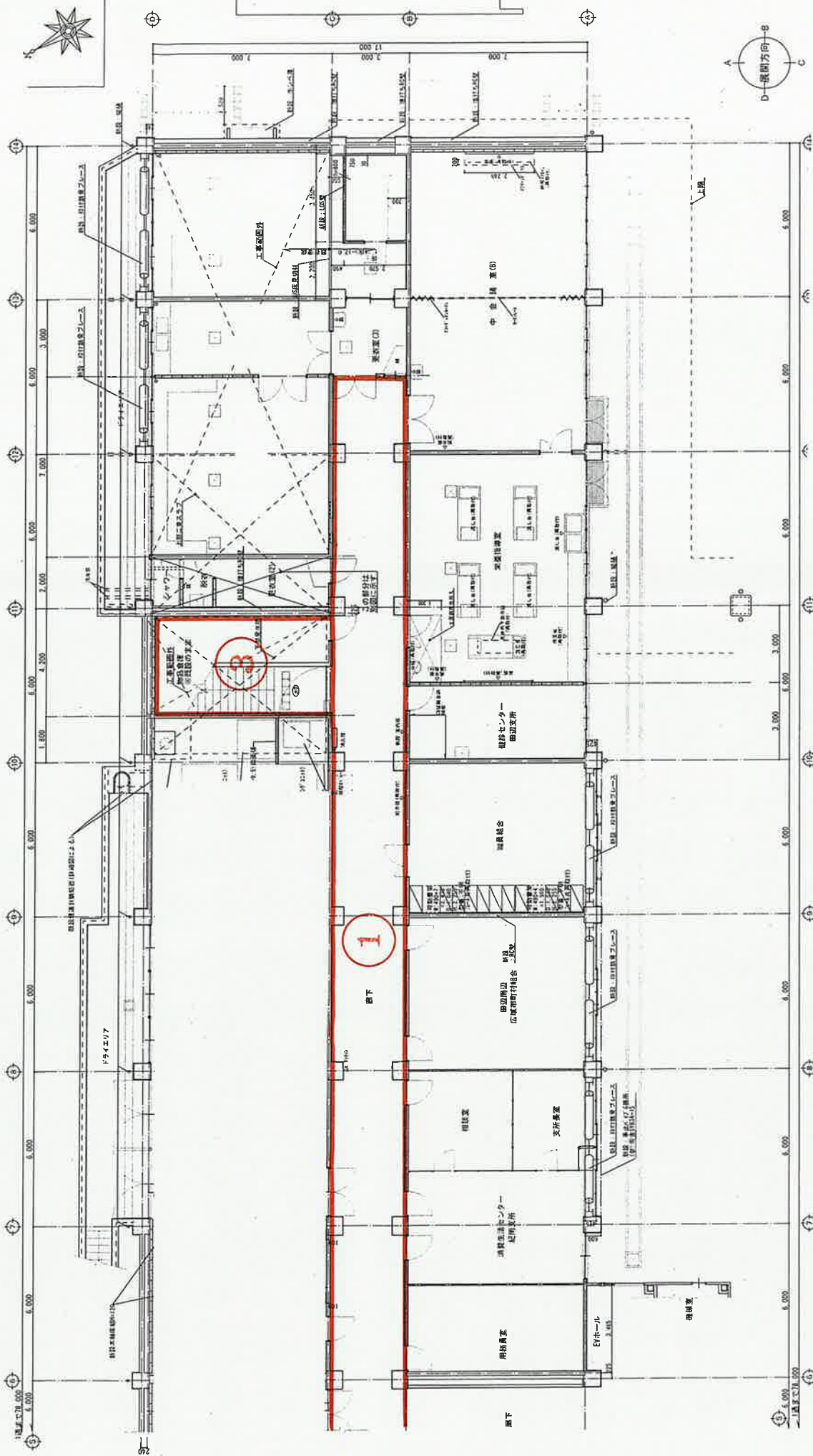
印

和歌山県知事 様

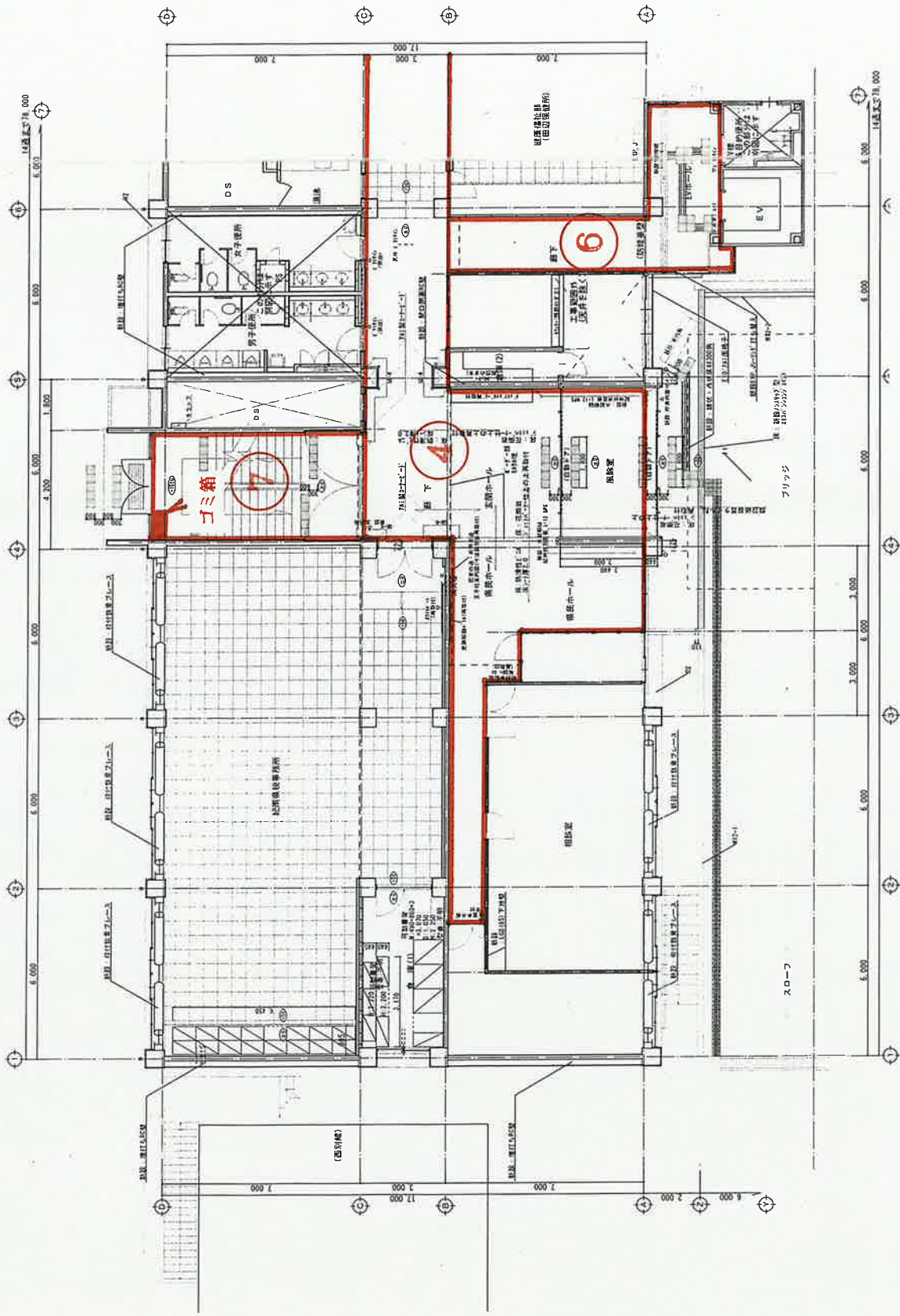
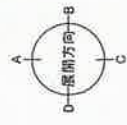
- 注) 1 見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記入すること。
- 2 記入する金額の数字はアラビア数字で表示し、数字の先頭には「金」を記入すること。
- 3 金額を訂正したものは、無効とすること。
- 4 金額箇所以外の訂正又は抹消箇所には押印すること。



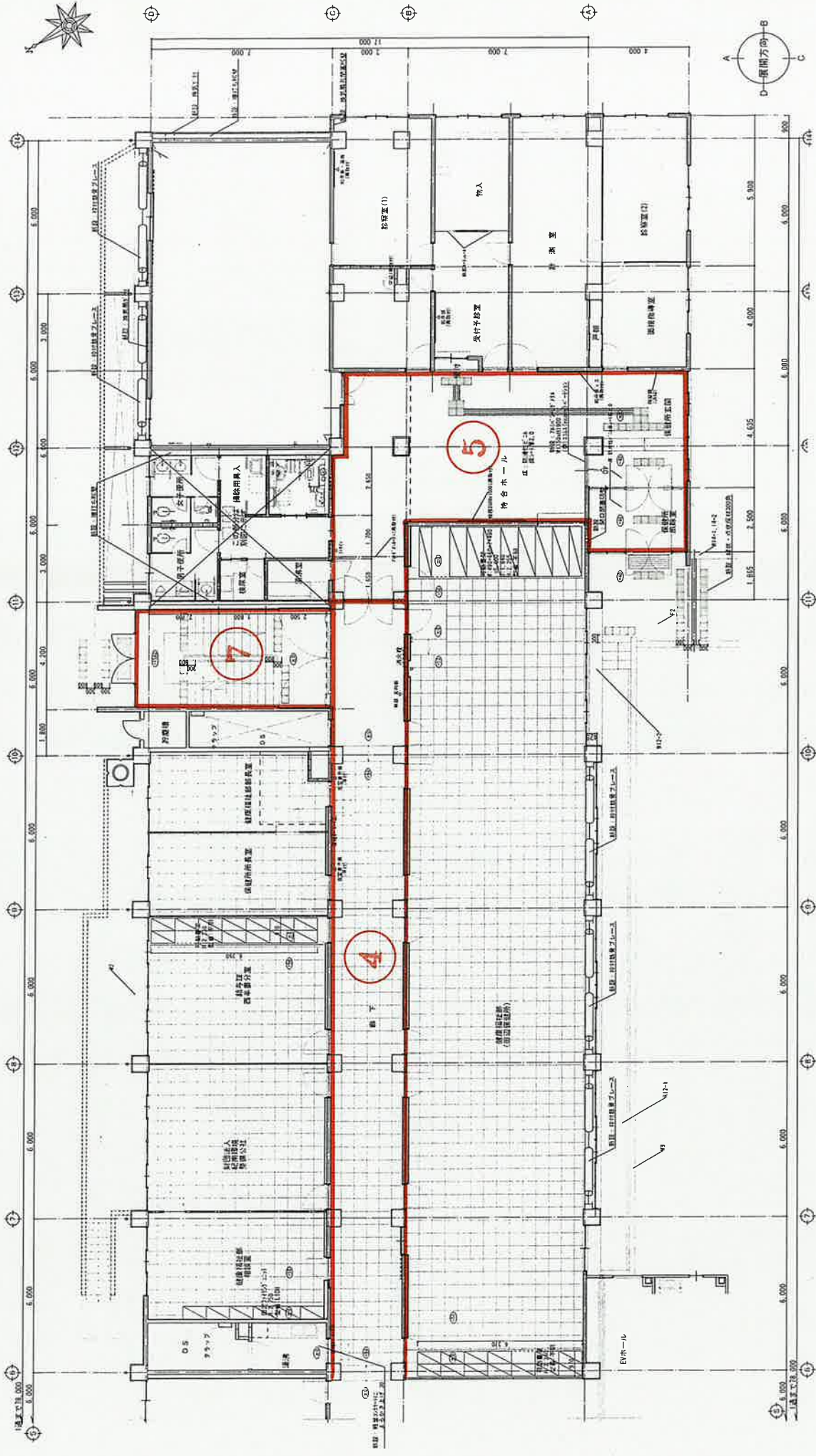
西车妻総合庁舎1階(西側)



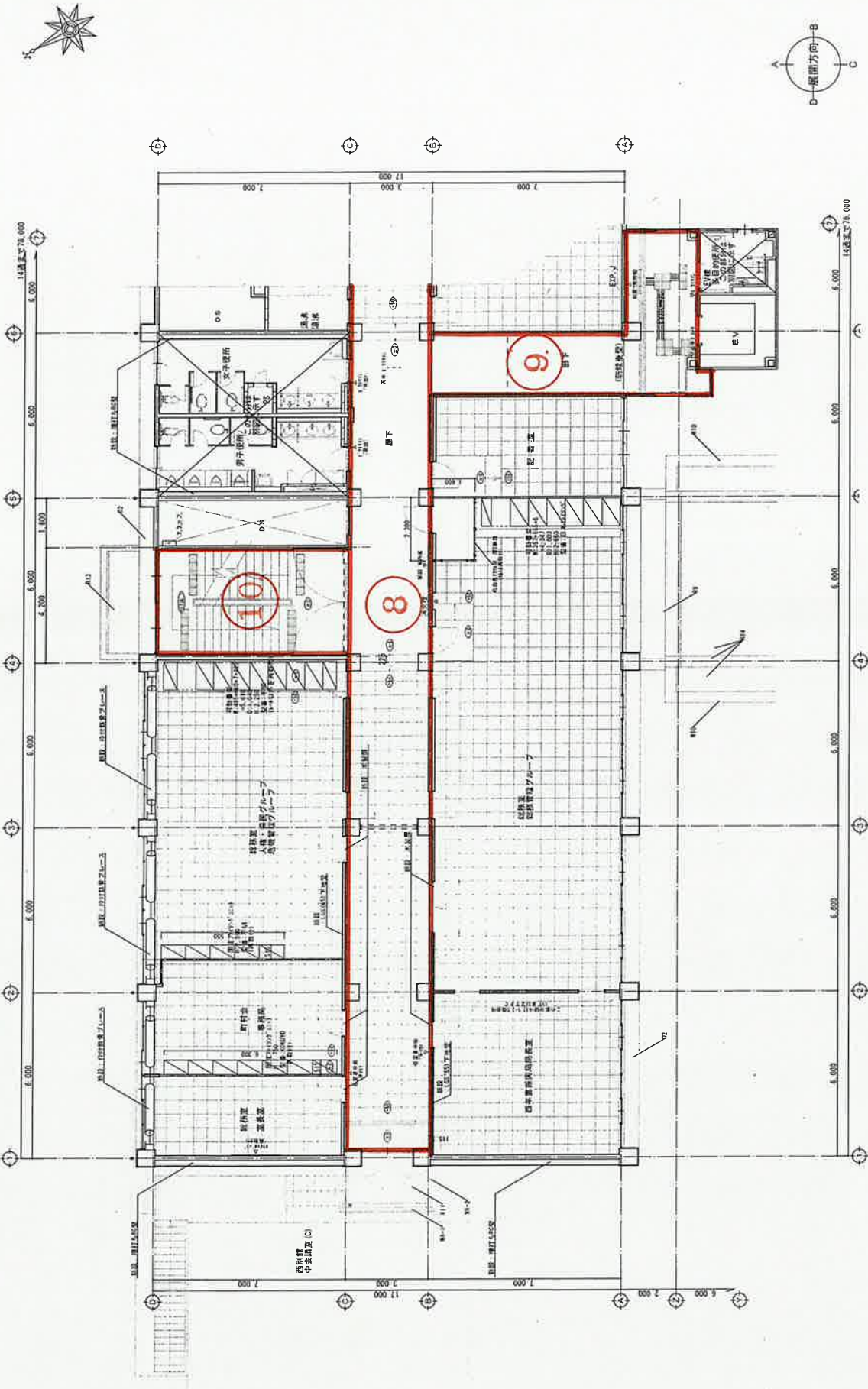
西車妻総合庁舎1階(東側)



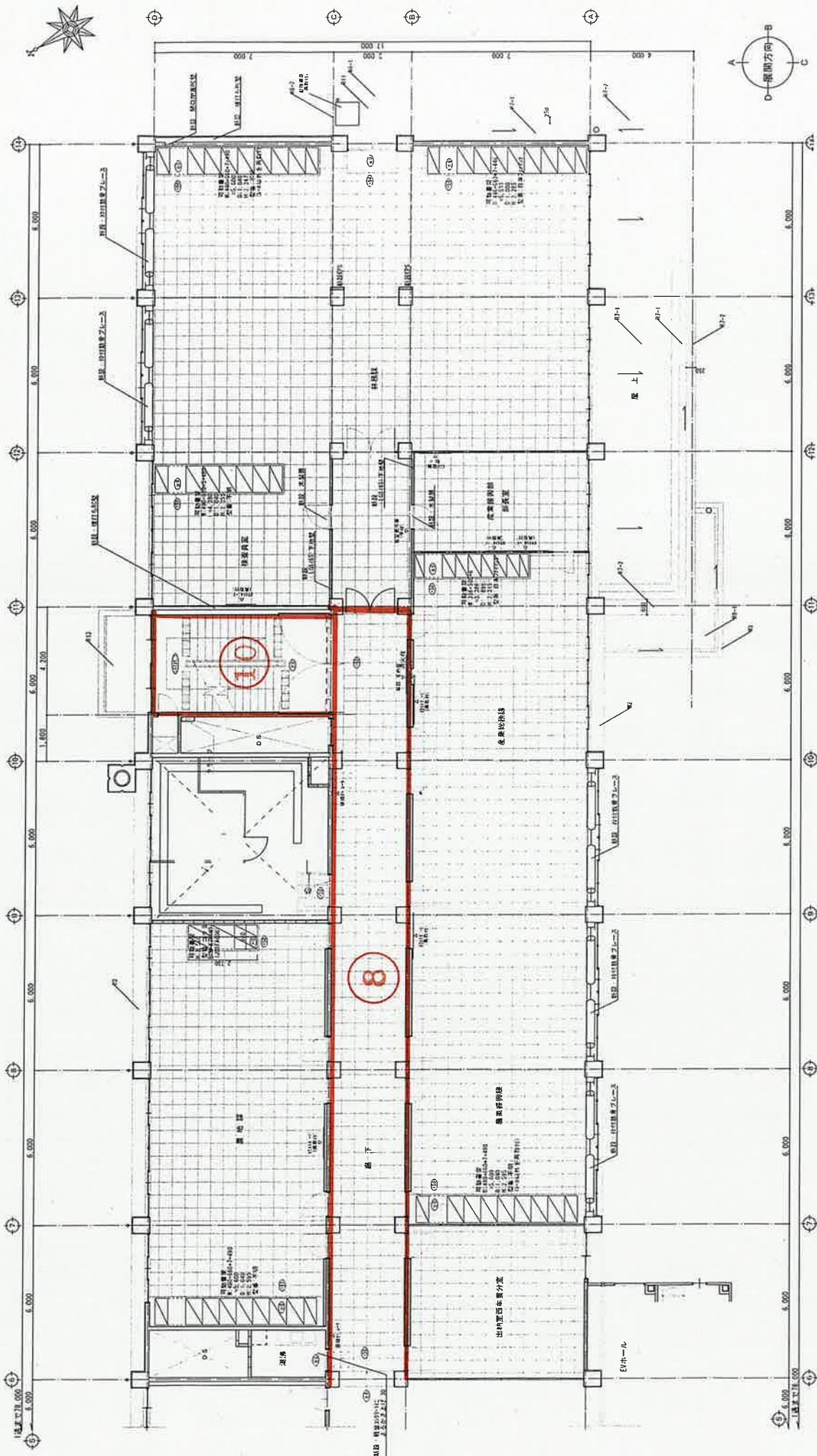
西車妻総合庁舎2階(西側)



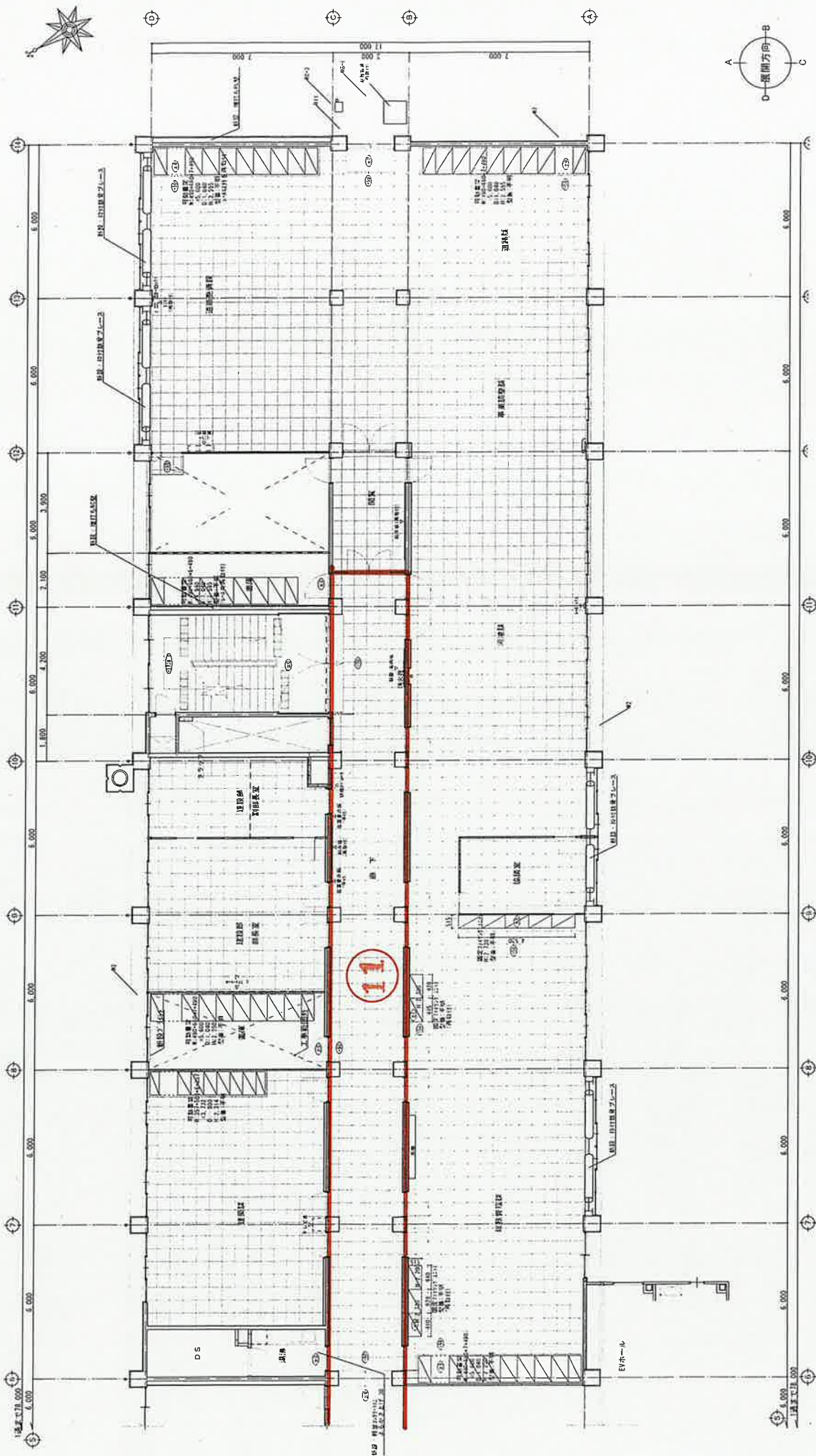
西牟婁総合庁舎2階(東側)



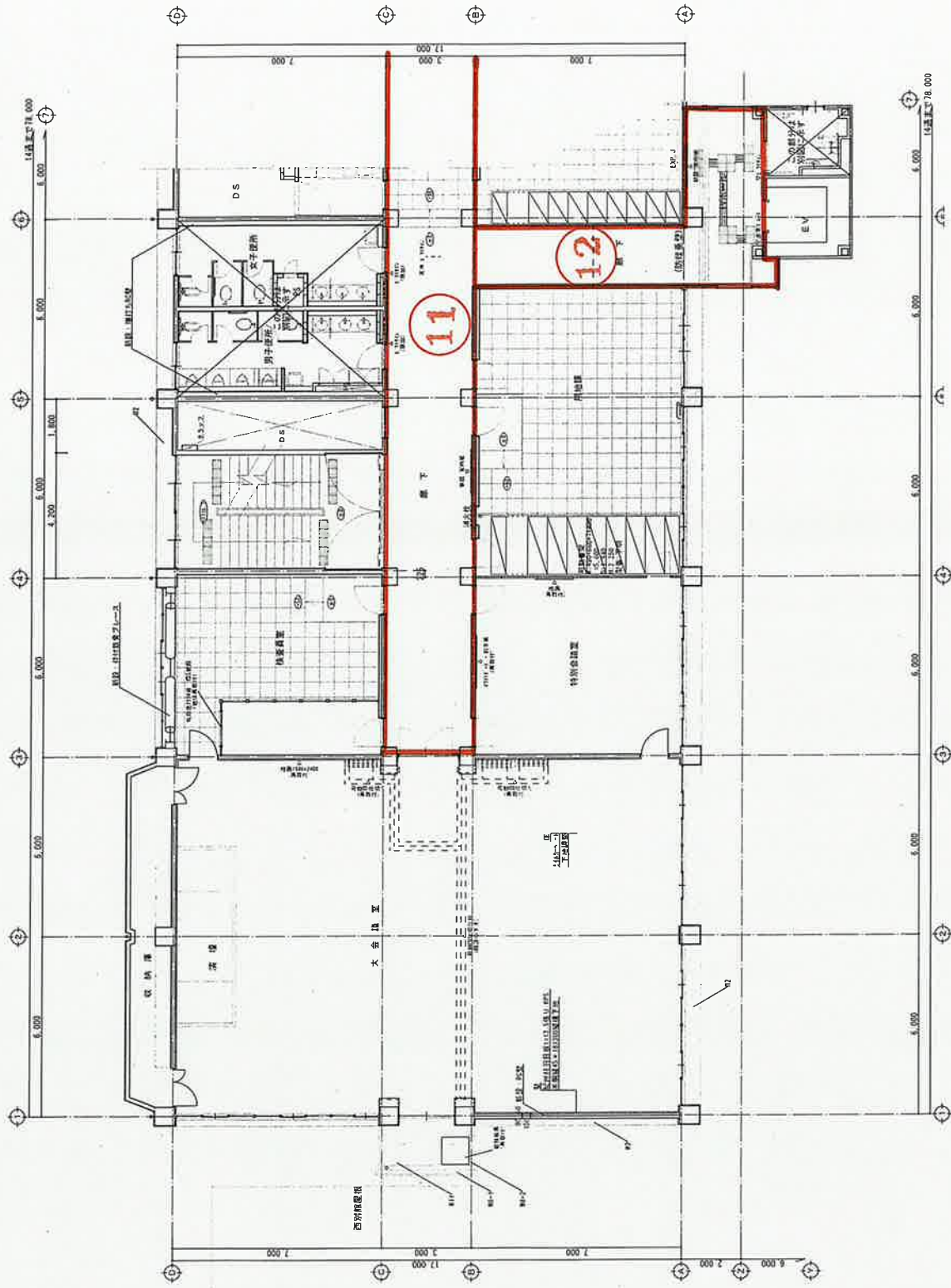
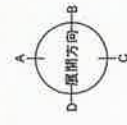
西車婁総合庁舎3階(西側)



西牟婁総合庁舎3階(東側)



西車婁総合庁舎4階(東側)



西牟婁総合庁舎4階(西側)